

(別添2-1)

長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給仕様書（案）

1 定義

- (1) 需要者 長野県知事
- (2) ベース供給者 発注者
- (3) P P A供給者 受注者
- (4) 買受人 ベース供給者が締結した長野県企業局電力の売電等業務に係る電力受給契約の相手方
- (5) ベース供給 通告型部分供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (6) 負荷追随供給 ベース供給（通告値によるもの）を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (7) P P A 負荷追随供給のうち電源がベース供給者からP P A供給者に供給された非F I T及びF I P電力（以下「非F I T等企業局電力」という。）であるもの

2 供給方法

通告型部分供給

- (1) ベース供給者は、需要者が管理する長野県庁舎の総需要電力のうちの一部を通告値により自己託送（ベース供給）する。 【本件対象外】
- (2) ベース供給者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び部分供給通告値による電力量を優先的に確保する。 【本件対象外】
- (3) ベース供給者は、P P A供給者がP P Aに用いるための非F I T等企業局電力（送電による損失率分の電力を含む。）を買受人に供給する。 【本件対象外】
- (4) P P A供給者は、P P Aを適切に行うため必要な措置をとるよう買受人に求める。 【本件対象】
- (5) P P A供給者は、需要者が管理する長野県庁舎にP P Aを優先して負荷追随供給を行う。 【本件対象】
- (6) (5)の場合において、P P A供給者は、(1)のベース供給及び(3)で供給された非F I T等企業局電力量により30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時は非F I T等企業局電力により全量を、賄えない時は非F I T等企業局電力により可能な最大の電力量によりP P Aを行うものとする。ただし、一般送配電事業者との契約電力(kW)又は予備電力の契約電力(kW)の2分の1の電力を上限とする。 【本件対象】
- (7) P P A供給者は、(5)の負荷追随供給を行うに当たり、(1)のベース供給、(5)及び(6)で供給された非F I T等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。 【本件対象】
- (8) P P A供給者は、(5)から(7)までの負荷追随供給の実施に当たっては、需要者の承諾を得る等のため、別添3長野県企業局電力の長野県庁舎へのP P A等に関する3者契約書（案）を協議の上、締結すること。 【本件対象】
- (9) P P A供給者は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る負荷追随供給等が遅滞なく行えるよう、P P A供給者の負担で速やかに必要な契約を締結すること。 【本件対象】

【詳細は別途協議】

3 供給期間

令和6年7月1日0時から令和7年3月31日24時まで

4 供給施設概要

- (1) 供給場所 長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎）
（長野市大字南長野字幅下692-2）

(2) 用 途 官公所（事務所）

5 供給施設の仕様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線方式
イ 標準電圧	30,000V
ウ 計量電圧	30,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	本線・予備線受電（2 回線受電）
カ 非常用自家発電設備	有（起動時の瞬時連系）

(2) 本契約の契約電力、予定供給電力量等

ア 契約電力

(ア) 一般送配電事業者との契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）1,650kW とする。

(イ) 本契約の契約電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）850kW とする。

（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 契約期間中の予定供給電力量、計画需要電力量

(ア) 計画送電電力量[送電による損失率分を含む。]

自己託送（ベース供給）2,045 [2,097] 千 kWh、負荷追随供給（P P A）1,485 [1,523] 千 kWh、合計 3,530 [3,620] 千 kWh とする。

(イ) 計画需要電力量

自己託送（ベース供給）2,045 千 kWh、負荷追随供給（P P A）1,485 千 kWh、合計 3,530 千 kWh とする。

ウ 予備電力

(ア) 一般送配電事業者との契約予備電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）1,650kW とする。

(イ) 本契約の契約予備電力

自己託送（ベース供給）800kW、負荷追随供給（P P A）850kW とする。

（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給電圧と同位の電圧で需要者が必要とする電力を供給する。）

【ア及びウに係る流通費用調整額の精算方法は別途協議】

(3) 電力量の検針

自動検針装置	設置可
電力会社の検針方法	自動
検針日	各電力使用月の翌月の初日

(4) 需給地点

長野県庁特別高圧変電所内の受電用負荷開閉器の 1 次側端子

(5) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(6) 財産分界点

需給地点に同じ

6 力率等

(1) 力率は、その 1 月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第一位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合に

は、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定方式は以下のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$$

なお、その際の有効電力量及び無効電力量は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入するものとする。

- (2) 力率保持のため自動力率調整装置を設置している。
- (3) 契約期間中の予定平均力率は99%とする。
- (4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

7 通告型部分供給の運用について

- (1) 通告型部分供給を行うに当たり、ベース供給者、需要者及び中部電力パワーグリッド株式会社との間における必要な事務手続に協力すること。
- (2) 予定自己託送（ベース供給）電力量は別添2-2のとおりとし、増減が見込まれるときは事前にPPA供給者に通告するものとする。
- (3) 通告型部分供給の運用に当たり、PPA供給者は、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針（平成27年4月28日経済産業大臣認可施行）第138条の規定により発注者が電力広域的運営推進機関に提出する自己託送（ベース供給）に係る需要調達計画等の作成に協力すること。

8 その他

- (1) 力率の変動及びその他の原因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については中部地区の一般電気事業者の定める最新の特定規模需要標準供給条件による。
- (2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合の体制を確保し、あらかじめ連絡先等が記載された体制表を提出すること。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は令和6年単価とし、燃料費調整額の算定については別途協議する
- (4) 長野県庁舎では自家消費用の太陽光発電設備（設備容量70kW）が令和6年度中に稼働開始予定であること。
- (5) PPA供給者は、2(5)の負荷追従供給を行ため、需要者と電気事業法の小売供給契約等必要な契約を行うこと。